

高陽ドルフィンクラブ規約

令和2年3月改定

(名称および所在地)

第1条 本クラブの名称は、高陽ドルフィンクラブとし、広島市安佐北区落合2丁目15番5号に置く

(目的)

第2条 本クラブは各種提供する指導、サービスを通じ、会員の皆様の健全な心身の育成、又、スポーツや文化の振興を図ることを目的とする

(入会資格)

第3条 (1)本規約および諸規則を遵守できる方

(2)刺青(タトゥー含む)などをしていない方。ただし別途当社が認める場合を除きます

(3)暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員その他の反社会的勢力の関係者ではない方

(4)医師等により運動を禁じられていない事。又感染する恐れのある疾病を有せず本施設の利用に支障がないと申告された方

(5)過去に本クラブの運営を妨げる行為をされた方(会費の未納など規約に反する行為)

(6)妊娠中の方(ただし、医師の許可を得た上、自己責任にて参加される場合は許可する場合もある)

(7)前各号に定めるほか、当クラブが適当と認めた方

※上記1)3)5)は、入会希望者が未成年者の場合、本人同様保護者にも適用し、本人の入会資格の有無の判断とする

(入会手続)

第5条 入会希望者は別に定める入会申込書に必要事項を記入捺印し、別途定める必要な金額を納入すること(入会金、入会セット、月会費等)尚、会員の兄弟、姉妹、子、孫については入会金のみ免除とする

(会費等)

第11条 会員は別に定める月額会費を毎月納入しなければならない。会費は毎月28日までに翌月分を前納すること

納入は指定金融機関(ゆうちょ銀行、広島銀行)からの口座引落としとする

(提供内容)

第7条 会員は各コースに応じたレッスンやサービスを受ける事ができる

(臨時休業)

第6条 施設整備その他、やむを得ない事由が発生した場合に限り臨時休業することが有る。基本は一週間前までにクラブ内に提示、又専用アプリにて通知する。ただし災害、その他やむを得ない理由の場合は直前となる場合、また事前に告知できない場合も有る

(休講、退会、コース変更)

第7条 休講、退会、コース変更の希望がある場合は、定められた期限内に事由を添え受付に申し出ること(金額、期間の定めは別紙参照)

(期限を過ぎた申出であっても理由の如何を問わず返金はされないものとする)

(賠償責任)

第12条 (1)会員期間中、水泳コースの会員について傷害保険に加入する。当該会員が施設内で傷害が発生した場合は、保険内容に基づき会員に補償する

ただし、損害を被った会員に対し当社の故意または過失が認められない場合は、必ずしも保証が受けられるとは限らない

(2)会員同士の行為によって怪我、事故等が生じたときは、会員同士の責任と費用においてこれを解決するものとする(保護者も含む)

(3)会員が施設を利用するにあたり、故意または過失により、当社、他の会員または第三者に損害を与えた場合、その賠償責任を負うものとする

又、会員に同伴する利用者および来館者が当該損害を与えた場合、会員に同伴した利用者および来館者と連帯し損害賠償責任を負うものとする

(会費等の不返還)

第13条 一旦納入した入会金及び月会費などは、入会不許可の場合を除き、理由の如何を問わず返還しない

(会費の滞納)

第14条 会員が事前の承認手続きをとる以外で、月会費等の納入を3ヵ月怠った時は、各コースの指導及びサービスを停止され会員の資格を失うものとする。

(厳守事項)

第15条 会員は下記のことを厳守すること。

(1)当施設内、送迎バス内ではスタッフの指示に従うこと 又、安全を考慮して行動すること

(2)協調性を持ち、他の会員や地域の方々に迷惑をかける行動・言動を行わないこと

(3)入会時の申込内容(健康調査も含む)、又会員期間での必要事項にて虚偽の申し出を行わないこと

(4)その他、当クラブの運営を妨げる行動、言動を行わないこと

(除名)

第16条 本規約、又別紙送迎バス規約に違反するなど会員としてふさわしくないと認められる者は、クラブ内で検討後、除名(退会)とする場合がある

(携行品の管理)

第17条 会員の携行品の管理は本人にて行い、盗難、破損等について本クラブは損害賠償の責任を一切負わないものとする。

(発効)

第18条 本規約は昭和58年2月より発効する。